

令和7年度予算が成立しました



固財政課 ☎0422-29-9035

新年度の市の予算が、市議会で可決され成立しました。一般会計は894億5,373万9千円で、前年度予算と比較すると62億6,576万7千円(7.5%)の増です。
 特別会計の予算額の合計は393億3,090万8千円で、前年度予算と比較すると、3億8,916万4千円(1.0%)の減です。
 下水道事業会計(公営企業会計)の単年度収支は、収益的収支で1億5,221万円の純利益が見込まれ、資本的収支で6億4,408万9千円の不足が見込まれています。
 ①「令和7年度施政方針・予算概要」、②「令和7年度三鷹市一般会計・特別会計予算及び同説明書」は、市HPで公開しているほか、相談・情報課(市役所2階) ☎0422-44-6600で販売しています(①200円、②800円。相談・情報課、市立図書館などで閲覧可)。

組織改正のお知らせ



固企画経営課 ☎0422-29-9031

機能的で効率的な行政運営の推進を図るため、4月1日付で組織改正を行いました。

部	課	概要
【新設】 防災安全部 (元気創造プラザ5階)	防災課	・総務部の「防災課」を防災安全部に移管
	安全安心課	・総務部の「安全安心課」を防災安全部に移管 ・「安全安心係」を新設 ・都市再生部都市交通課の「交通安全係」を安全安心課に移管
スポーツと文化部	生涯学習課	・「生涯学習係」と「市史編さん担当」を新設
健康福祉部	障がい者支援課	・「障がい者医療・給付係」の名称を「障がい者給付係」に変更
	高齢者支援課	・「介護予防係」を新設
	生活福祉課	・「自立支援・相談係」の名称を「自立支援係」に変更
教育部	地域学校協働課	・臨時組織だった「教育政策推進室」を常設の組織とし、名称を「地域学校協働課」に変更 ・子ども政策部児童青少年課で所管していた「学童保育所と地域子どもクラブに係る事務」を地域学校協働課に移管

◆執務室を移転しました 都市交通課の執務室を市役所5階から3階に移転しました。

旧井口特設グラウンドへの病院誘致

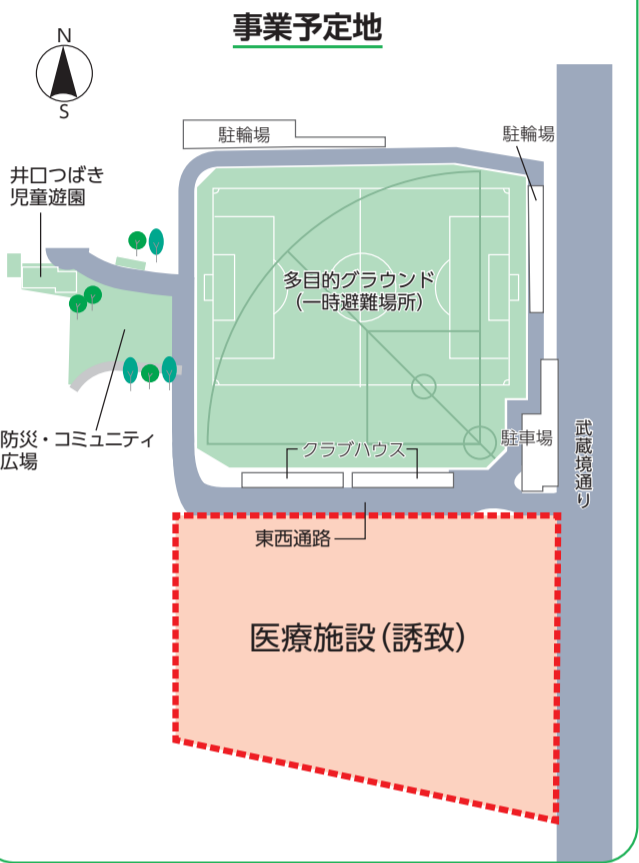


固まちづくり推進課 ☎0422-29-9702

市は、医療体制の充実強化を図るため、公募で選定した(医)永寿会(三鷹中央病院を運営)と病院誘致に関する協議を進め、新病院の開設や医療機能、用地の貸付などについて、基本協定を締結しました。

◆新病院の開設に向けた地域説明会を開催します

日 4月19日(土)午前11時～正午 所 井口コミュニティセンター 物 室内履き 目 当日会場へ



価格高騰重点支援給付金

固同給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)

給付金・還付金を装った詐欺にご注意ください



手続きが必要となる方は、申請期限までに手続きをしてください(下記参照)。

① 令和6年度住民税非課税世帯への給付金

対象者 基準日(6年12月13日)に三鷹市に住民登録があり、世帯全員の6年度住民税均等割が非課税の世帯の世帯主



② 6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金

対象者 基準日(6年12月13日)に三鷹市に住民登録があり、世帯全員が6年度住民税均等割のみ課税者(※)または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯の世帯主



※定額減税前の6年度住民税所得割が非課税で均等割4,000円のみを納めている方。

※6年度住民税は、5年1月1日～12月31日の所得に基づき課税されます。

③ ①②の子育て世帯への加算分

①②の対象者のうち、平成18年4月2日～令和7年7月31日生まれの児童がいる世帯の世帯主
 ※6年12月14日～7年7月31日生まれの児童の加算分は、原則手続き不要です。

給付額(1回限り) ①②3万円 ③対象児童1人当たり2万円を加算

申請方法

◆5年度または6年度の同給付金(7万円・10万円)を三鷹市から受給した世帯

→手続き不要。支給のお知らせを送付しています。

◆給付要件の確認が必要な世帯

→確認書を送付しています(②の対象者には4月7日(月)に発送)。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。インターネット申請も可能です。申請方法は同封の「ご案内」でご確認ください。

	発送物	発送時期	給付時期	申請期限
① 6年度住民税非課税世帯への給付金	支給のお知らせ	2月7日	給付済み(2月27日)	手続き不要
	確認書	2月26日	3月13日以降順次	6月30日(月)(消印有効)
② 6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金	支給のお知らせ	3月28日	4月17日(木)(予定)	手続き不要
	確認書	4月7日	4月30日(木)以降順次(予定)	7月31日(木)(消印有効)
③ ①②の子育て世帯への加算分	①②と同封	①②と同時期	①②と同時期	

※確認書の場合は、不備のない確認書などを受理してからおおむね20～30日後に指定の口座に振り込みます。

※上記発送物が届かない世帯(転入者を含む世帯など)でも、受給対象となる場合があります。詳しくは市HPでご確認ください。

